

少額投資非課税制度

《愛称：NISA(ニーサ)》のご案内



公募株式投資信託の収益分配金や換金時の譲渡益等が
非課税になる制度が始まります！



平成 25 年 12 月 31 日に上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率 10%(所得税 7 %、住民税 3 %) が廃止され、本則税率である 20%(所得税 15%、住民税 5 %) になります。それに合わせ、平成 26 年 1 月 1 日から少額投資非課税制度《愛称：NISA(ニーサ)》が導入されます。

※ 平成 25 年から平成 49 年まで所得税額に対して 2.1% の復興特別所得税が課税されます。

	～平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日～
公募株式投資信託の 収益分配金や譲渡益 などに対する税率	10.147% (所得税および復興特別所 得税 7.147%、住民税 3%)	20.315% (所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)
		少額投資非課税制度 適用分は非課税

※確定申告を行った場合、上記税率は異なることがあります。

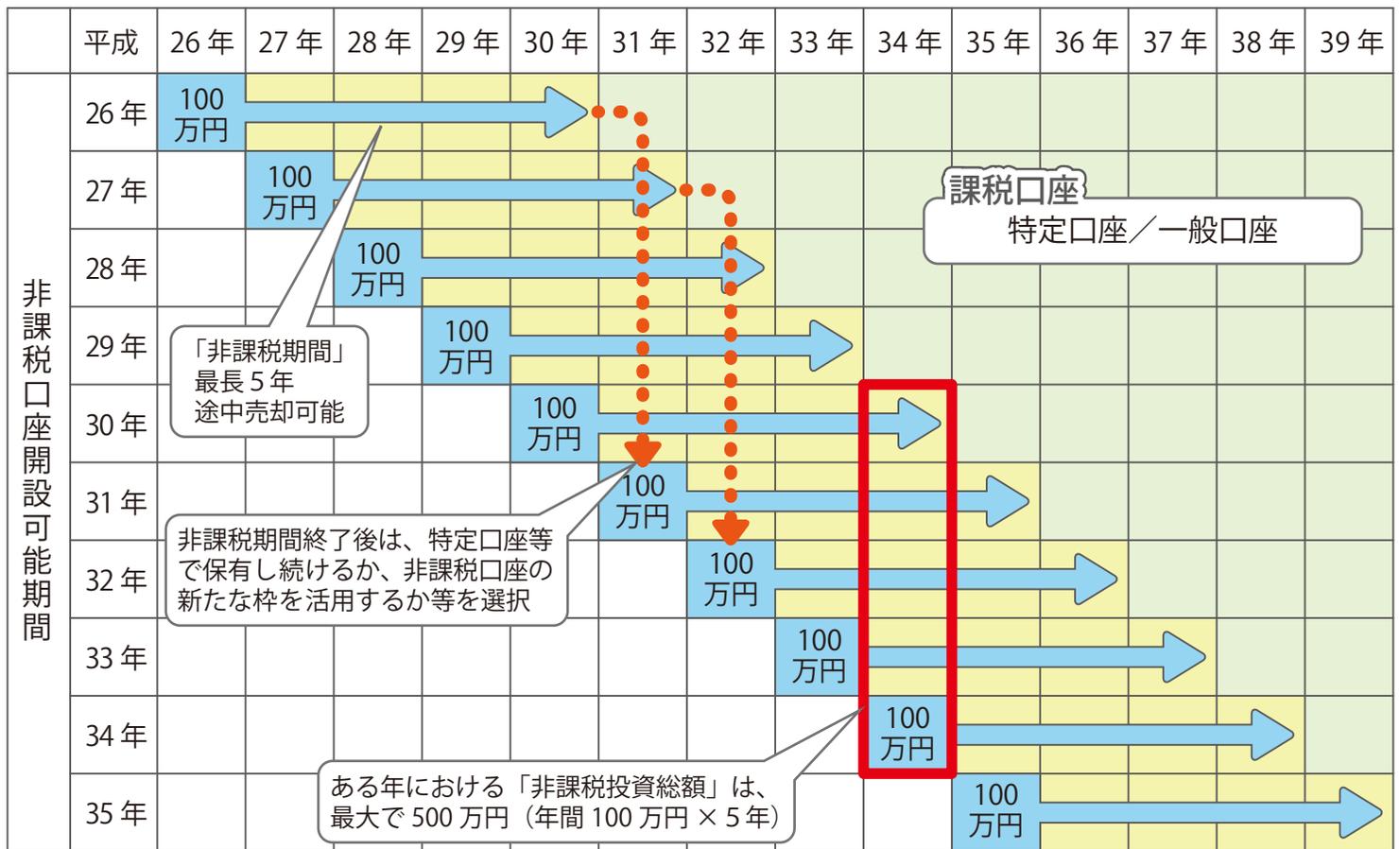
少額投資非課税制度の概要

非課税の対象	非課税口座内の公募株式投資信託の収益分配金や譲渡益など
非課税投資額	年 100 万円が上限 (未使用枠の翌年以降への繰越しは不可)
非課税投資総額	最大 500 万円 (100 万円 × 5 年)
非課税管理勘定の期間	最長 5 年間 途中換金は自由 (換金部分枠の再利用は不可)
導入時期	平成 26 年 1 月 1 日
口座開設者	居住者等 (その年の 1 月 1 日において満 20 歳以上の個人)
口座開設	1 人 1 口座 <原則として下記の各勘定設定期間に 1 つの金融機関で口座開設可能> ・平成 26 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日 (4 年間) ・平成 30 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日 (4 年間) ・平成 34 年 1 月 1 日～平成 35 年 12 月 31 日 (2 年間)
非課税口座開設可能期間	平成 26 年～平成 35 年の 10 年間

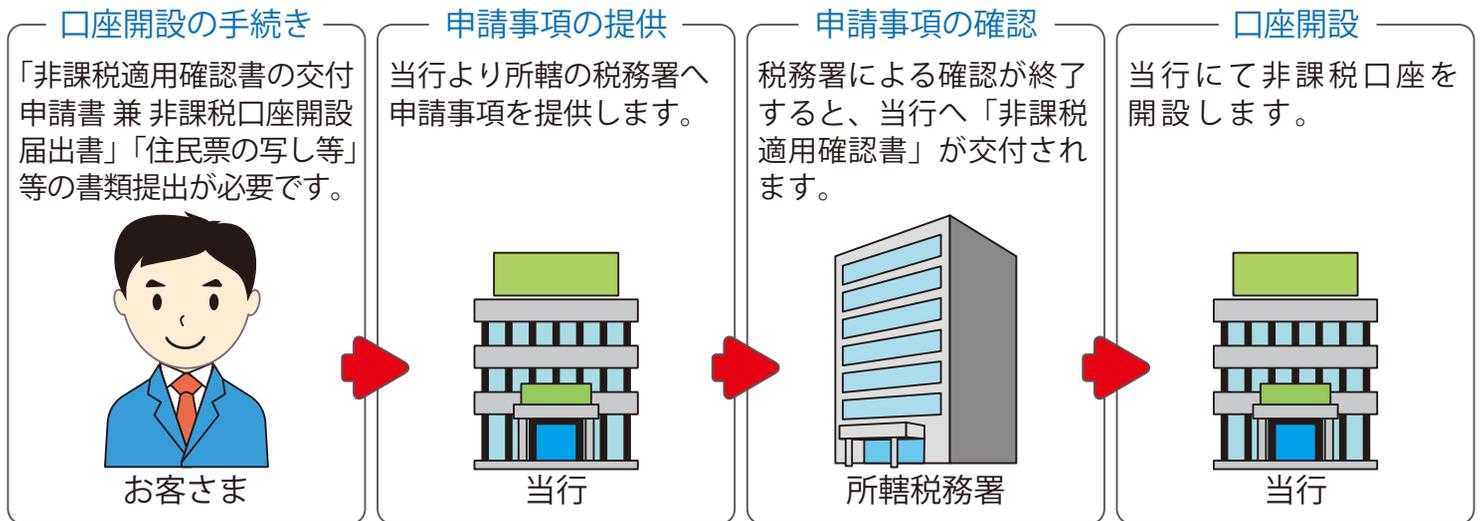
勘定設定期間とは？

非課税口座を開設することができるのは、平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 10 年間です。この 10 年間は、3 つの期間に区分されており、それぞれの期間のことを「勘定設定期間」といいます。各勘定設定期間ごとに非課税口座開設手続きが必要となります。

少額投資非課税制度のイメージ



口座開設の流れ



ご留意事項

- 非課税口座開設に関する最終的な判断は、お客さまご自身で行っていただきますようお願いします。
- 当資料の記載内容は、平成25年度税制改正の内容を反映した内容ですが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。また今後の税制改正の内容により、当資料の記載事項と異なることとなる場合があります。
- 当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。

※ 当資料の詳細につきましては、各支店の窓口へお問い合わせください。



清水銀行

商号等：株式会社清水銀行
登録金融機関 東海財務局長（登金）第6号
加入協会：日本証券業協会